

◆第1章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948(昭和23)年12月10日、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言*」を採択して以来、「国際人権規約*」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）*」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）*」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）*」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

1994(平成6)年に人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官*が設置され、2006(平成18)年には、国連における「人権の主流化」（あらゆる活動のなかで、人権を最優先の考慮事項とする考え方）の流れのなかで、新たに国連人権理事会*が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1994(平成6)年の国連総会で決議された「人権教育のための国連10年*」（1995(平成7)年から2004(平成16)年まで）により、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取り組みが推進されてきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取り組みが継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

国連では、2006(平成18)年に、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)*」が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画*」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点をあてた第1フェーズ行動計画（2005(平成17)年～2009(平成21)年）、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点をあてた第2フェーズ行動計画（2010(平成22)年～2014(平成26)年）に基づく取り組みが推進され、2015(平

成 27)年からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第 3 フェーズ 行動計画(2015(平成 27)年～2019(平成 31)年)の取り組みが進められています。

2 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取り組みが推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年*」、「国際児童年*」、「国際障害者年*」、「国際識字年*」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題(部落差別)については、1965(昭和 40)年の同和对策審議会答申*に基づいて、その解決に向け、1969(昭和 44)年の「同和对策事業特別措置法*」施行以来、3つの特別法に基づき、2002(平成 14)年 3 月までの 33 年間にわたって、特別法による対策事業が実施されてきました。

また、女性、障がいのある人、外国人などのさまざまな人権問題についても、男女共同参画社会*、ノーマライゼーション*あるいは共生社会*の実現などの理念のもとに、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国連自由権規約委員会*をはじめとした関係機関から、同和問題(部落差別)や女性、外国人などさまざまな人権問題が存在すると指摘されているところです。

こうした中で、1995(平成 7)年 12 月に「人権教育のための国連 10 年」の取り組みを推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、1997(平成 9)年 7 月には、国内行動計画が策定されました。

また、1996(平成 8)年 12 月に、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)*」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999(平成 11)年 7 月に「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001(平成 13)年 5 月に「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000(平成 12)年 12 月に

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）＊」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。

その後、同法に基づき2002(平成14)年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画（以下「国の基本計画」という。）＊」により、さまざまな人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

近年では、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律や、同和問題（部落差別）、ヘイトスピーチ＊の解消に関する法律、さらには障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法＊」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）＊」の制定、「いじめ防止対策推進法＊」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）＊」「本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）＊」「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）＊」など、さまざまな人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

また、2011(平成23)年に発生した東日本大震災など、相次ぐ自然災害を契機に、命の尊さ、人と人との絆の大切さが再認識されるとともに、ボランティア活動などのかたちでお互いを助け合う意識の発露が見られます。今後も、こうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化などに対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

3 南丹市の人権教育・啓発に係る取組状況

南丹市では、こうした国内外の人権をめぐる状況などを踏まえ、また2005(平成17)年に策定された「新京都府人権教育・啓発推進計画＊」を参酌し、2008(平成20)年3月に「南丹市人権教育・啓発推進計画＊」を策定し、市長を本部長とする推進本部のもと、関係部局が緊密な連携を図りながら、さまざまな施策に積極的に取り組んできました。

「南丹市人権教育・啓発推進計画」策定後は、南丹市人権教育・啓発推進協議会＊をはじめ様々な団体と連携し、人権教育及び人権啓発の推進を図ってきました。

こうした取り組みにより、南丹市の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されるようになり、特に、地域での人権研修会の実施の広がり

や、事業所や公務員などに対する研修などを計画的に実施してきました。

また、2013(平成 25)年 4 月には「人権政策室(後に「人権政策課」に改称)」を機構改革により市民福祉部に設置し、市政における人権政策の推進が施策体系の中にしっかりと位置付けられることとなりました。

2011(平成 23)年及び 2014(平成 26)年に京都府で実施された「新京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査(以下「府民調査」という。)」によると、「京都府は人権が尊重された豊かな社会になっている」と感じる人の割合が、2001(平成 13)年調査から大きく増加しているほか、人権問題別でも、「女性」「子ども」「高齢者」など、多くの項目で「人権が尊重されていると感じる人」の割合が増加するなど、府民の中に、人権教育・啓発の取組が浸透してきていることがうかがえます。一方で、「京都府民一人ひとりの人権意識が高くなっている」と感じる人の割合が 2001(平成 13)年調査からやや減少しているほか、同和地区出身者に対する差別意識や偏見が、結婚の問題を中心に依然として存在していることがうかがえます。また、「最近 5 年間に人権啓発に関する研修会等に参加した経験のある人」については人権意識の高さがうかがわれるものの、その割合は約 15%に留まっており、今後も引き続き、工夫を凝らして積極的に人権教育・啓発に取り組むことが必要です。

2014(平成 26)年に実施した「南丹市の人権に関する市民意識調査(以下「市民調査」という。)」においては「同和地区出身者との結婚について、子どもの意志を尊重する」という割合が 86.8%であり、同内容の府民調査の回答(68.9%)と比べ高い事から、これまでの人権教育・啓発の成果が一定見られる状況にあります。さらに「人権を尊重し合うために、市民一人ひとりが取り組むべきこと(複数回答)」という項目では、人権に対する正しい知識を身につけること(69.6%)、他人の立場や権利を尊重すること(54.5%)、時代錯誤の固定観念にとらわれないこと(46.0%)などが回答として挙げられています。

こうした状況も踏まえ、南丹市制 10 周年記念事業として、京都府人権啓発ユニット派遣事業を活用し、2016(平成 28)年 2 月に「人権啓発フェスタ」を開催し、いのちの尊厳を自覚し、人間が人間の幸せを自然と共に営み、新しい歴史と文化を共に生んでいく、その行動と実りである「人権文化」を实らせ、自然と人間、そして人間のすべてが共生し、自由と平等にあふれた社会の実現をめざして前進しようと呼びかけました。

今後とも、その趣旨の実現に向けて、具体的な施策などを推進することが求められています。

◆第2章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

南丹市では、市政運営の指針である「第2次南丹市総合振興計画※」において、人権の尊重を施策の方針として掲げ、「誰もがかけがえのない個人として尊重され、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる共生社会」の実現に向け、さまざまな取り組みを推進しています。

2014(平成 26)年に実施した市民調査の結果からは、人権教育・啓発の取り組みが市民に浸透してきたことがうかがえますが、その一方で、同和地区出身者や外国人などに対する偏見や差別、配偶者などからの暴力、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待などが依然として存在しています。

また、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化なども反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。

こうした状況や、これまでの成果や課題を踏まえ、南丹市として人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として、2008(平成 20)年3月に策定した「南丹市人権教育・啓発推進計画」を改定することとしました。

2 計画の目標及び性格等

(1) 計画の目標

第2次南丹市総合振興計画に掲げた「誰もがかけがえのない個人として尊重され、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる共生社会」の実現に向けて、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、一人ひとりが人権について、学び、考え、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々まで浸透した『**人権感覚の豊かな社会の構築**』を目標とします。

(2) 計画の性格

この計画は、人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、南丹市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(3) 計画期間

この計画の計画期間は2018(平成30)年4月から2028年3月までとします。計画期間中の社会情勢の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(4) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について

国連の「人権教育のための世界計画」第3フェーズ行動計画においては、人権教育の定義について「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」としており、本計画で用いる「人権教育・啓発」も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます。

3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

この計画における人権教育・啓発は、これまで取り組んできた成果を踏まえ、次の基本方針に基づいて推進します。

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための能力を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取り組みを推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がいなどにより不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大

切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取り組みを推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取り組みを推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会などを整えることでもあります。市民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取り組みを推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくために、人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場などで身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう、取り組みを推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化などについては、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。

一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

◆第3章 人権問題の現状等と取組の方向

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります、具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がいなどによる不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題があります。

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げようような人権問題が存在しています。

このようなさまざまな人権問題が生じる背景について、国の基本計画では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等」の他に、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる機会や場を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取り組みにより、ユニバーサルデザイン※の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、関係機関などと連携を図りながら、人権教育を推進しています。今後も、一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習と、同和問題（部落差別）や女性、子どもなどの人権問題といった個別的な視点からの学習の両面から、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、人権教育を推進していく必要があります。

なお、本章においては、従来から取り組みを推進している各問題に加え、「さまざまな人権問題」や「社会情勢の変化などにより顕在化している人権にかかわる課題」として、多様な問題を整理して記載しています。

同和問題（部落差別）

【現状と課題】

1965(昭和40)年の同和対策審議会答申は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を示しました。

南丹市(旧4町)においても、同和問題(部落差別)の早期解決を重点課題と位置付け、1969(昭和44)年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や京都府との連携を図る中で、特別法による対策事業を実施してきました。

こうした施策の積極的な推進などにより、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備が進み、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は、さまざまな面で大きく改善されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況となりました。

2002(平成14)年3月の特別法による対策事業終了後の取り組みについては、環境改善はもとより教育、就労対策などにより得られた成果が損なわれることのないよう留意し、地域改善対策協議会*意見具申(1996(平成8)年)が示した基本認識のもと、現行制度を的確に運用して取り組みを推進するとともに、教育、就労、福祉の生活実態上の課題などの解決に向けた取り組みを進めてきました。

近年の社会・経済情勢の変化によって、広く地域社会全体が多様化している現状にあることから、課題解決に向けては、より地域のニーズを踏まえて現行制度を的確に運用した取り組みが必要となっています。

また、同和地区出身者に対する差別や偏見の解消に向けて、人権教育・啓発を進めてきましたが、市民調査では、結婚にかかわる問題などにおいて改善はされているものの、同和地区への忌避意識などが依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理面での課題が、戸籍謄本等不正取得事件*や土地調査問題*、インターネット上での悪質な書き込みなどで顕在化しているものと考えられます。

こうしたことから、今後とも、同和問題(部落差別)の早期解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があり、差別意識や偏見の解消のための教育・啓発

や、同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取り組みをさらに進めていくことが重要です。

また、2016(平成28)年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)」に基づき、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、相談体制の充実などについても推進し、差別のない社会を実現するため取り組んでいくことが不可欠です。

【取組の方向】

(人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進)

同和問題(部落差別)の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会などにおける人権教育・啓発の充実を図ります。

また、地域センター(文化センター)や、公民館などの社会教育施設を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、より一層創意工夫された取り組みを推進していきます。

(現行制度の的確な運用と地域センターの活用による取組の推進)

今後とも、地域改善対策協議会意見具申が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識のもと、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して引き続き現行制度を的確に運用して取り組みを進めます。

また、同和問題(部落差別)の解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担い、社会福祉施設として位置付けられている地域センター(文化センター)が、今後とも周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれた施設として、幅広く活用されることが重要です。そのためには、南丹市文化センター運営審議会*などと十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業などを通じて各地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど、引き続き課題解決に向けた取り組みを推進します。

女 性

【現状と課題】

性別による固定的な役割分担などを背景とした差別的な扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

女性の活躍状況を示す国際指数であるジェンダー・ギャップ指数*は、2017(平成 29)年の世界経済フォーラムの発表によると、我が国は 144 か国中 114 位であり、諸外国とくらべて低い結果となっています。

配偶者などからの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、2017(平成 29)年に実施した南丹市の男女共同参画に関する市民意識調査では、3.9% (男性 2.1%、女性 5.5%) の人が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、京都府配偶者暴力相談支援センター(京都府家庭支援総合センター、京都府南部・北部家庭支援センターの3か所)におけるドメスティック・バイオレンス(DV)*相談件数は、2016(平成 28)年度では 5,373 件となっています。

また、京都府警察本部における 2016(平成 28)年中のストーカー事案認知数は 486 件であり、被害者の約 9 割は女性となっています。

セクシュアル・ハラスメント*については、京都労働局における相談件数が 2016(平成 28)年度は 112 件となっています。マタニティ・ハラスメント*については、京都労働局における相談のうち、妊娠などを理由とする不利益取扱いに関する相談が 2016(平成 28)年度は 137 件となっていて、そのうちの約 4 割が継続就業を妨げるものといった内容となっています。

【取組の方向】

(男女共同参画施策の推進)

「男女共同参画社会基本法*」や「南丹市男女共同参画推進条例*」の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施することにより、社会のさまざまな分野で女性の参画や能力発揮を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に取り組みます。

(女性の活躍支援)

子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の人などのニーズに応じ、京都ジョブパークマザーズジョブカフェ*などとも連携し、就業と保育の支援を行います。

また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)※」に基づき、南丹市特定事業主行動計画※の策定や、女性活躍推進協議会のもと、積極的な女性の人材発掘・能力開発・登用等の推進、女性の活躍のさらなる加速化に取り組み、地域で女性が活躍できる環境を整備します。

(女性に対するあらゆる暴力の根絶)

ドメスティック・バイオレンス(DV)については、その根絶に向けて、配偶者暴力相談支援センターをはじめ警察等関係機関との連携を一層強化し、引き続き、啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない支援に取り組みます。交際中の男女の暴力(デートDV)についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行うとともに、学校においても男女が互いに尊重しあうための教育を推進します。

また、ストーカー行為※や、リベンジポルノ※(元交際相手等への嫌がらせ含む)などの根絶に向けて、警察などの関係機関との連携、被害者の心理ケアなどの適切な支援に努めます。

性暴力被害者に対しては、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)※」を通じて行政、医療機関、弁護士会、民間団体などが連携し、被害直後から総合的な支援を提供し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

DVやストーカーなどの加害者に対しても、状況に応じて加害行為への気づきを与える指導・警告をするなど行為を抑止する働きかけなどに取り組みます。

(ハラスメント対策)

市内企業の経営者などに対してセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの研修を、南丹市人権教育・啓発推進協議会などと連携して行うなど、人権教育・啓発の取組を通して防止に努めるとともに、京都労働局などの関係機関とも連携し、相談や被害者への適切な支援を行います。

とりわけ、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)※」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)※」の一部改正が、2017(平成29)年1月に施行され、職場におけるマタニティ・ハラスメントなどを防止する措置が事業主に義務づけられたことから、あらゆる機会を通じて事業主や労働者への周知啓発を行います。

子ども

【現状と課題】

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれています。

また、家族形態の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。

子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待（保護者などによる身体的・性的・心理的虐待、養育放棄）に係る京都府の児童相談所への相談対応件数は2016(平成28)年度には1,561件となっており、増加傾向にあります。

いじめ・暴力行為や体罰についても依然として深刻な問題です。情報化の進展に伴って、SNS*でのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じるとともに、暴力行為は小学校で増加傾向にあります。また、不登校の子どもの数は、減少傾向だったものが、近年増加傾向を示しています。

インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど子どもにかかわる犯罪も増加しており、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

1951(昭和26)年の「児童憲章*」や1994(平成6)年に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしていますが、依然として、そのことは十分に認識されていません。

そうした中で、厚生労働省の国民生活基礎調査における子どもの貧困率*が2015(平成27)年時点で13.9%と依然として高い水準であり、子どもの7人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている状況です。子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要です。

【取組の方向】

(育成環境の整備)

「南丹市子ども・子育て支援事業計画*」に基づき、子どもの意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。

また、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、学校などにおいて、子どもの自主性や主体性が発揮できる機会の充実に努めます。

(子どもへの虐待の防止)

子どもへの虐待の未然防止、虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮らすための取り組みを推進します。

子育て家庭の孤立化や子育てへの負担感が、子どもへの虐待の要因の一つであることから、PTA、自治会やNPO*など地域社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を目指します。

(いじめ、暴力行為、体罰等への対策)

いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。いじめについては、「南丹市いじめ防止基本方針*」に基づいた具体的な取り組みを推進するとともに、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制を強化し、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した取り組みの充実を図ります。また、インターネットやSNSでのいじめについては、京都府が実施している不適切な書き込みなどの検索・監視を行う学校ネットパトロールと情報共有を行います。

暴力行為については、警察と連携した非行防止教室や課題を抱える子どもへの個別支援、学校の生徒指導体制の強化などの取り組みを推進します。

体罰については、根絶に向けた教職員への研修の深化を図ります。

(不登校の子どもへの支援)

スクールカウンセラー等の配置を進めて学校の教育相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、京都府総合教育センター*における電話・来所・巡回などの教育相談を活用します。

(児童ポルノ対策)

児童ポルノを根絶し、児童ポルノの被害をなくすため、2014(平成 26)年に改正された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律*」に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。

(子どもの貧困対策)

「京都府子どもの貧困対策推進計画*」に基づき、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、学校をプラットフォームとした地域連携の推進やライフステージに応じた子どもへの支援をはじめとした総合的な取り組みを進めます。

(啓発等の推進)

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

高齢者

【現状と課題】

いわゆる「団塊の世代*」が65歳を超える年齢を迎えたこともあり、市民の総人口に占める65歳以上の割合は、2017(平成29)年12月末現在で34.57%と高齢化が一層進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。

また、介護を必要とする高齢者の割合は、2017(平成29)年12月末現在で21.22%となっています。高齢者の増加とともに、高齢者虐待が深刻な社会問題となってきており、身体的虐待のほか、介護や世話の放棄・放任や経済的虐待など高齢者に対する身体的及び精神的な虐待、身体拘束などにより、人権が侵害されるといった問題が発生しています。

一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

このような中で、高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルによりいきいきと暮らしていける社会をつくっていくことが求められています。

【取組の方向】

(計画に基づく施策の推進)

超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「南丹市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画*」に基づき、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図ります。

(高齢者虐待防止)

虐待の未然防止をはじめ、早期発見、早期対応ができるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関や地域ぐるみのネットワークの充実を図ります。

医療関係者、福祉事務所、社会福祉法人など民間サービス提供事業所、警察署、消防署などの関係機関と連携を図り、虐待の早期発見、早期防止を支援す

るネットワーク会議の充実と併せて、事案が生じた場合は速やかな対応を行います。

(権利擁護事業の推進)

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある人で、判断能力が十分でない成年者の権利を擁護する制度であり、住み慣れた地域で自立した生活ができるように、専門的・継続的な視点から後見人などを定め、支援を行います。相談業務や関係機関との連携の中で支援の必要な方のサポートに努め、このような権利擁護の制度があることを広く市民に周知・啓発を行っていきます。

また、虐待を受けた高齢者の保護、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の権利擁護及び養護者に対する支援を行うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター*」において、専門的チームの派遣や、人材育成、成年後見人の利用促進など、京都府との連携した取り組みを行います。

(介護者支援)

家族介護者交流・リフレッシュ事業や研修会などの地域支援事業の取り組みを推進し、家族介護者の支援や介護負担への身体的・精神的軽減を図ります。

(社会参加)

意欲や経験・能力のある高齢者が、年齢にかかわらず「社会の支え手」として活躍することができるよう、関係機関と連携し、高齢者の社会参加の促進や（公財）南丹市福祉シルバー人材センターの活用などによる雇用・就労機会の確保などを支援します。

また、子どもたちとの世代間交流や高齢者同士の交流を通じて、生きがいづくりの機会の充実を図ります。

(福祉のまちづくり)

障がいのある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例*」に基づき、社会環境の整備を進めます。

また、さまざまな相談の対応や高齢者の人権についての啓発に取り組みます。

障がいのある人

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障がいについての十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対する誤解や偏見から、差別的な言動を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

国では、2006(平成 18)年に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011(平成 23)年には「障害者基本法」が改正され、障がいのある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013(平成 25)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を制定するなど、国内法の整備を進め、2014(平成 26)年1月に同条約を批准しました。また、その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)*」などさまざまな法整備が行われています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」や「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例*」の施行により、障がいを理由とした不利益取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮*(国・地方自治体・独立行政法人・公立学校など行政機関は義務、事業者は努力義務)の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進などを通して、共生社会の実現を目指しています。

障がいのある人に対する理解については、特に精神障がいのある人や難病*患者などは、障がいの特性が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

京都府内企業の障害者雇用率*については、2017(平成 29)年6月現在で2.07%と全国平均の1.97%を上回り、法定雇用率*の2.0%を達成しているものの、2018(平成 30)年4月以降の法定雇用率には至っておらず、今後も施策の一層の推進が必要となっています。

また、障がいのある人に対する虐待(身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)も発生(2015(平成 27)年度の京都府内での発生件数は、障がい者福祉施設従事者などからの虐待が15件、養護者からの虐待が27件)していることから、引き続き虐待を受けた障がい者の支援及び養護者に対する支援が重要となっています。

【取組の方向】

（共生社会の実現に向けた取組）

障がいのある人の完全参加と平等*を実現するため、障がいのある人もない人も共に生活できるための環境整備を推進します。

「南丹市地域福祉計画*」や「南丹市障害者計画*」、「南丹市障害者差別解消法ガイドライン*」などに基づいて、障がいのある人がライフステージ*のすべての段階において、社会、経済、文化など各分野で平等に参加、活動することのできる社会を実現するための取り組みを推進します。

（権利擁護）

虐待を受けた障がいのある人の保護及び自立の支援や養護者に対する支援を行うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」からの専門的チームの派遣や、人材育成、成年後見人の利用促進など、京都府や関係機関と連携した取り組みを行います。

（介護者支援）

家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室・研修会など、地域支援事業を実施し、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

（社会参加）

障がい及び障がいのある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくり、障がい者スポーツの普及・振興、文化芸術活動を推進します。

働く意欲のある障がいのある人の雇用・就労を促進するため、雇用の場の創出と拡大を図るとともに、障がい特性に応じた支援や就業力強化の取り組みを推進します。障がいのある子どもたちに対しては自立と社会参加が果たせるように、学校における就修学支援、就職支援を図り、就職率の向上に取り組みます。

（福祉のまちづくり）

「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障がいのある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」といった施策の大きな方向性を考慮しながら、障がいのある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例」や「南丹市地域福祉計画」に基づき、社会環境の整備を進めます。

（正しい知識の普及・啓発）

障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

外国人

【現状と課題】

南丹市の外国人登録者数は、2017(平成 29)年 12 月末で 287 人と市人口の約 0.9%を占めています。また、外国につながるのある国籍や文化、習慣などさまざまな背景のある子どもや保護者が増え、共に暮らしていくための教育・生活支援がますます必要となっています。

南丹市では、南丹市国際交流協会*をはじめ、(公財)京都府国際センター*などと連携し、災害時の支援体制構築に取り組むとともに、外国籍市民*への生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支援等を行い、国際理解の促進や、外国籍市民と共に暮らす地域づくりの取り組みを推進しています。また、学校においては、「外国人児童生徒に関する指導の指針」を定め、すべての児童生徒に対して、互いを認め合い、共に暮らしていこうとする資質や能力を育成するとともに、外国籍児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現が図られるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を推進しています。

しかし、新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上でのさまざまな問題が生じています。従来から南丹市内に生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や住居、就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々には、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題があります。

近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。こうした行為は、広く市民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりがねないことから、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」に基づき、適切に対処していく必要があります。

【取組の方向】

（多文化共生社会の実現に向けた取組と啓発の推進）

南丹市では、南丹市国際交流協会をはじめ、(公財)京都府国際センターなど

と連携・協働して、多文化共生社会の実現に向けさまざまな機会を通じて市民啓発の取り組みを推進します。

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣などの異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取り組みなど、地域でのつながりを深め、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進めます。

また、多文化共生のためには、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国籍市民の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、国や京都府と連携しながら効果的な啓発を実施していきます。

(外国籍市民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援及び就修学支援)

南丹市国際交流協会をはじめ、(公財)京都府国際センターやNPO団体と協働して、引き続き、外国籍市民に関する災害時支援体制の構築などに取り組むとともに、外国籍市民への生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支援などを行います。

外国につながるを持つ子ども・保護者への教育支援など、市民の国際理解の促進、外国籍市民と共に暮らす地域づくりのための取り組みを推進します。

学校においては、外国籍児童生徒の正確な実態把握に基づき、個々の状況に応じた指導や支援を積極的に進め、日本の生活習慣や学校生活に適応できるよう配慮するとともに、日本語の速やかな習得を図るための日本語指導に努めます。

また、外国につながるを持つ子どもについても、個々の状況を踏まえたきめ細かな配慮に努めます。

ハンセン病・感染症・難病患者等

【現状と課題】

患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があり、行政においても、公的な相談体制の整備等を通じ医療機関等との信頼関係の構築や回復を図るための取り組みを推進しており、今後も引き続き取り組むこととしています。

特に、ハンセン病*やエイズ*、難病については、次のような現状や課題があり

ます。

(ハンセン病)

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001(平成13)年に成立しました。一方で、隔離を主体とした「らい予防法」が1996(平成8)年に廃止された後も、2003(平成15)年にハンセン病元患者の宿泊拒否問題*が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

また、2009(平成21)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

(エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群))

新規エイズ患者・HIV*感染者報告数は増加傾向にあり、広く男女を問わず20代・30代の感染が拡大している状況です。最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機関(WHO)*では、毎年12月1日を「世界エイズデー*」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでおり、南丹市もこれに呼応して、12月を「エイズ予防月間」として集中的に普及啓発に取り組んでいます。

(難病)

難病は、種類も多くさまざまな特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあることから、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

2013(平成25)年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)*」では、障がい者の範囲に「難病等」が加わり、知的障がい・身体障がい・精神障がい・その他の心身の機能の障がいという障がいの種別に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス

などの受給が可能となりました。さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が2015(平成27)年1月に施行されました。

難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

【取組の方向】

（ハンセン病についての啓発の推進）

ハンセン病に関する正しい知識の普及により、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

（エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）についての啓発の推進）

HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及に取り組みます。

偏見や差別の解消や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みを推進します。

（難病についての啓発の推進）

難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者とその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられます。

南丹市では、2014(平成26)年に犯罪被害者等の支援施策を盛り込んだ「南丹市犯罪被害者等支援条例*」を制定し、2016(平成28)年には（公社）京都犯罪被害者支援センター*との連携協力に関する協定書を締結しました。今後はさらなる支援制度の充実や市民への周知が必要とされています。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察などへの届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

【取組の方向】

（犯罪等発生直後の支援活動の充実）

犯罪が発生した直後の病院への付き添いなど直接支援活動を適切に進めるとともに、傷害による身体的な被害などに係る診断書料金などの公的負担制度の充実、一時避難施設の確保及びカウンセリングをはじめとする精神的被害の軽減や早期回復支援などの初期的被害者支援の充実を図ります。

（初期から中・長期にわたる総合的かつ継続的な支援体制の確立）

京都府、警察、関係行政機関・関係団体などで構成する「京都府犯罪被害者支援連絡協議会*」や「南丹船井犯罪被害者支援連絡協議会*」が中心となり、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、協議会会員相互が連携・協力して途切れのない被害者支援活動を展開します。「京都府犯罪被害者サポートチーム*」では、犯罪被害者等が少しでも早く平穏な日常生活が送れるよう心情に配慮しながら、総合的な支援を行うとともに、初期の段階で警察などと連携を図り、南丹市における相談窓口の充実強化を進め、犯罪被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実強化を図ります。

（民間支援団体への支援及び連携した取組）

（公社）京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や直接的支援などの活動を活用し、民間支援団体などとの連携による取り組みを進めます。また「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）」などとも連携して被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

（犯罪被害者への理解や支援のための広報啓発）

関係機関との協働により、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日まで）などの機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況などについて、市民理解の促進を図ります。

さまざまな人権問題

○ホームレス

我が国の経済・雇用情勢は改善傾向にあるものの、様々な事情からホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。

なお、ホームレスに至る原因はさまざまであり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

多くの人は公園・河川・道路・駅舎などを起居の場所としていますが、食事の確保や健康面の問題などを抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、市民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。

南丹市では、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針*」に基づき、国、京都府、関係機関、民間団体と連携・協力しながら、生活保護の適用などホームレスの自立支援に関する施策を総合的に推進します。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法*」が2015(平成27)年4月から施行されており、ホームレス対策については、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の趣旨を踏まえつつ、(社福)南丹市社会福祉協議会など関係機関と連携を図りながら、自立支援に取り組めます。

○性同一性障害、性的指向

性同一性障害とは、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)*が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいい、世界保健機関(WHO)の国際疾病分類*に位置付けられています。また、性的指向とは、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。

2004(平成16)年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律*」が施行され、一定の条件を満たす人については、性別の取り扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、学校に対しては、性同一性障害などの児童生徒への配慮などを求める国からの通知がなされています。

性同一性障害や、同性愛者、両性愛者などに対する社会の理解は未だ十分とはいえ、社会生活のさまざまな場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する市民の理解を深め、性同一性障害や性的指向などにか

かわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。

○刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識などがあり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

無職の刑務所出所者の再犯率は有職者と比べて高くなっており、国においてハローワークなどを通じた総合的就労対策が行われているほか、南丹市においても南丹地区保護観察協会*などと連携し、社会を明るくする運動*や、協力雇用主*の登録啓発などを行っています。

こうした取り組みと併せ、刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、2016(平成28)年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律*」に基づき、再犯防止啓発月間(7月)における市民啓発を含め、施策推進を図ります。

○アイヌの人々、婚外子、識字問題

アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

婚外子*については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取り扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないように、啓発の推進に努める必要があります。

南丹市を含む京都府内には、同和問題(部落差別)をはじめ在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字*問題があります。国や京都府の動向も踏まえ、この問題の解決に向け、各人権問題の状況に応じて取り組みを推進します。

○北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致問題については、2002(平成14)年9月に行われた日朝首脳会談における交渉の結果、北朝鮮当局は公式に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、政府は、北朝鮮当局による拉致被害者として認定する17人のほかにも北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の捜査・調査を進めています。

国連においては、2003(平成 15)年以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権侵害状況決議が採択され、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

国は 2005(平成 17)年の国連総会決議を踏まえ、2006(平成 18)年 6 月には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国や地方公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

南丹市では、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12 月 10 日～16 日)を中心に、国や京都府と連携し、啓発活動を推進します。

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

○インターネット社会における人権の尊重

【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及や SNS などさまざまなサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。

2002(平成 14)年に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)*」では、情報の流通において権利が侵害された場合に、被害者がプロバイダ等*に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されていますが、開示されるには裁判所への手続きなどが必要となるのが現状です。

京都府において、インターネットを利用する機会の多い青少年とその保護者などからの相談窓口が設置されており、またインターネットや SNS でのいじめなどの人権侵害を把握し、学校での指導や削除要請につなげるため、「ネットいじめ通報サイト」が開設されるなど、不適切な書き込みなどの検索・監視を行う学校ネットパトロールが行われていますが、外部から閲覧できない SNS

等の利用も進んでいることから、京都府と連携して市民が安心してインターネットを利用できるよう、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要があります。

【取組の方向】

（教育・啓発の推進）

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー*の向上を図り、市民が加害者にも被害者にもならないよう、引き続き、フィルタリング（利用制限）サービス*の利用啓発やSNS利用に関する注意喚起など、年齢などに応じた教育・啓発を推進します。

（悪質な情報発信への対応等）

憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、国（法務局）や京都府などと連携して当該情報の削除要請を申し入れるなど個別的な対応を図ります。

また、「京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会」による「ネットいじめ通報サイト」の運営や学校ネットパトロールなどの取り組みにより、インターネットやSNSでのいじめなどの人権侵害を把握し、学校での指導や削除要請を行っていきます。

さらに、警察や国（法務局）、京都府などと連携を強める中で、青少年とその保護者を対象として設置したネットトラブル相談や、被害者の対応にあたって、より効果的な助言などができるよう取り組みます。

○個人情報の保護

【現状と課題】

近年では、情報通信技術の発達による情報化の進展に伴い、大量の個人情報が取り扱われています。こうした個人情報の取り扱いは、今後、益々拡大していくものと予想されますが、誤った取り扱いにより、個人の権利利益が侵害されるおそれがあります。

実際、事業者からの顧客情報等の大規模な流出や、個人情報の売買事件が多発しており、安全管理をはじめとする個人情報保護の取り組みへの要請が高まっています。

このような状況の下、「個人情報の保護に関する法律」においては、個人情報を取り扱うすべての事業者に対して、適正な取得・利用、安全管理措置、第三者提供の制限及び開示請求への対応などの義務が課せられています。

また、2016(平成28)年1月からマイナンバー*制度が開始されました。マイナンバー制度は、国民の利便性の向上、行政の効率化及び公平公正な社会の実現の基盤となるものですが、外部漏えいや他人のなりすましなどに対する懸念から、制度面とシステム面の両方において、個人情報を保護するための厳格な安全対策が講じられています。

【取組の方向】

(適正な取扱い)

南丹市個人情報保護条例に基づき、マイナンバーを含む個人情報の取り扱いについて、適正に運用し、個人の権利利益の保護を図ります。

また、個人のプライバシーなどを守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組めます。

(身元調査の防止)

個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては、結婚や就職において重大な人権侵害にかかわる極めて深刻な問題であり、市民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシーなどの侵害となるおそれがあることについて、市民や関係者への啓発を推進します。

2005(平成17)年から2007(平成19)年及び2011(平成23)年から2012(平成24)年にかけて、身元調査などの目的で、戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される戸籍謄本等不正取得事件が発生したことから、南丹市では2013(平成25)年9月から「事前登録型本人通知制度*」を導入しました。今後はこの制度をさらに有効なものとしていくため、この制度の普及及び啓発に努めていきます。

○安心して働ける職場環境の推進

【現状と課題】

やりがいを感じ、充実感を覚えながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働ける職場環境を整えることが必要ですが、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー

ハラスメント*の顕在化、妊娠・出産、育児休業などを理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメント等が問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化しています。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章*」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

【取組の方向】

（ワーク・ライフ・バランスの取組）

「南丹市男女共同参画行動計画*」に基づき、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた取り組みを推進します。

（ハラスメント対策）

パワーハラスメントやマタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど、ハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、南丹市では、京都府が主催する企業の経営者や管理職などに対する研修やセミナーを活用し、意識啓発を進めます。

一方で、被害者への支援も重要であり、相談を通じてアドバイスを行うとともに、法令違反の場合には権限を持つ労働局や労働基準監督署などの解決機関へ誘導します。

（就労環境の改善）

長時間・過重労働や賃金不払残業を強いるなどの違法行為が疑われる場合には、調査監督権限のある労働局に連絡の上、連携してコンプライアンス（法令順守）の徹底を図るなど、誰もが働きやすい労働環境の実現に向けて取り組みます。

また、労働者が働く上で必要な労働関係法の知識を習得することにより、職業生活における自らの権利を守ることができるよう、啓発を強化します。

○自殺対策の推進

【現状と課題】

京都府内の自殺死亡率は、全国的にみて比較的低い状況ですが、それでもなお多くの方が自ら命を絶っている状況にあります。

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係などさまざまな社会的な要因が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務などの経済・生活問題、がん、うつなどの健康問題、家族間の不和、離婚などの家庭問題は、誰もが自らの人生のさまざまな場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないことなどから、遺族は偏見に苦しんでいます。

こうしたことから、「京都府自殺対策に関する条例*」が2015(平成27)年4月に施行され、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであるという認識に立ち、京都府、府内市町村、関係団体等が連携して自殺対策を推進しています。

また、2016(平成28)年4月には「自殺対策基本法*」が一部改正され、心の健康の保持に係る教育・啓発の推進など基本的施策の拡大や、都道府県・市町村自殺対策計画の策定などについて定められました。

【取組の方向】

(総合的な自殺対策の推進)

自殺対策基本法及び京都府自殺対策に関する条例に基づき、悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、全ての市民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。

(人材の確保、養成)

悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパー*など自殺の防止等に関する人材の確保、養成等を実施します。

(相談その他の支援の提供体制の充実)

関係団体などとの連携のもとに、自殺の原因となり得る問題に対する早期の相談、支援体制や自殺する危険性が高い人に対して適切な対処を行う体制の充実とともに、自殺未遂者や自殺者の親族などに対する適切な支援を行うために必要な施策を実施します。

(啓発の推進)

京都いのちの日（毎年３月１日）を初日とする３月の自殺対策強化月間に市民の理解促進、自殺予防の取り組みなどを集中的に実施します。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。ここで取りあげた人権問題のほかにも、台風や豪雨、地震などの際、高齢者や障がいのある人、乳幼児など災害時要配慮者が被災する事態も発生しており、その避難対策は喫緊の課題です。災害時要配慮者を安全に避難させ、避難生活を適切に支援できるよう、訓練の実施や人材の育成、福祉避難所の整備などの取り組みを推進する必要があります。

また、今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴いさまざまな人権問題が顕在化することも想定されます。南丹市としては、常にその状況に留意しながら、この計画を基本的指針として取り組みを推進します。

◆第4章 人権教育・啓発の推進

南丹市においては、前章で掲げたさまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にしたい取り組みを推進することとしています。

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、市民それぞれが主体的な取り組みの中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にすると同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、さまざまな機会や場を通じ、積極的かつ継続的に推進を図ります。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域の実情に即した取り組みを進めます。また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度などについての周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、市広報、テレビ（CATV）、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点から捉えることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 保育所・幼稚園

【現状と課題】

保育所・幼稚園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針*、幼稚園教育要領*に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に取り組んでいます。

保育所・幼稚園においては、家庭や地域社会と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむことが必要です。子ども・子育て支援新制度*の施行に伴い、保育現場では多様な職種の活躍が期待されていることから、こうした新たに保育に携わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

【取組の方向】

他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えをはぐくむことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進します。

すべての職員が、自ら高い人権意識を持ち実践することができるように、研修を通して人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組めます。

(2) 学校

【現状と課題】

学校（幼稚園を除く。以下この項において同じ。）においては、「学習指導要領*」や「南丹市教育振興プラン*」などに基づき、家庭・地域社会との連携や校種間の連携のもとで、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しています。

社会状況の急激な変化とともに、子どもを巡る人権上の課題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアを受けて、新たな人権問題に適切に対応することが必要になっています。

これらのことを踏まえて、子どもが人権尊重の意識を高め、互いの個性や価値観の違いを認めて、自分を尊重し、他人を尊重する心をはぐくむとともに、自立的に社会に参画できるよう、今後も一人ひとりを大切にした教育を推進していくことが重要です。その際、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえその継承と発展を図るとともに、現代の社会経済状況や学

校教育を巡る今日的状況を踏まえた人権教育の一層の充実を図る必要があります。

また、すべての教職員が人権尊重の理念について理解・体得するとともに、経験豊かな教職員が持つ蓄積の継承を通じて経験の浅い教職員も不安なく人権教育に取り組めることが重要です。さらに、児童生徒が学習したことが知的理解にとどまることなく、効果的に人権感覚を高めることにつながるとともに、さまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践する技能や態度を育成するための教材の開発と共有が必要です。

【取組の方向】

（就修学の保障と希望進路の実現）

一人ひとりを大切にした教育を推進するために、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の実質的な機会均等や基礎学力の充実を図り、就修学の保障と希望進路の実現を進めるように学校の組織的な対応の充実を図ります。

また、教職員がスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー*、関係機関と協働して、子どもの人権を巡る実態に適切に対応できるように取り組みます。

（学習内容・指導方法）

新たな人権上の課題に対応した人権教育資料などを整備し、積極的に活用して、さまざまな人権問題に対する児童生徒の理解と認識を深めるとともに、小学校・中学校を見通した体系的な人権学習の一層の充実を図ります。

また、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心をはぐくむことなどを目指して、主体的・協働的な学習や課題解決的な学習を取り入れるなど、時代の変化に的確に対応した教材作成に努めます。

さらに、道徳教育や「法やルールに関する教育*」、「いのちを考える教育」などと効果的に関連づけながら人権教育に取り組みます。

（研究実践成果の活用）

人権教育の指導内容・方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究実践を深め、成果を市内の各学校に波及させるよう取り組みます。

個別的な視点からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチの組み合わせ、教科の学習と特別活動における人権学習の連動などの優れた実践を学校間で共有するための教材の作成などを通じて、人権教育の一層の充実を図ります。

(主体的活動や体験活動の実施)

社会を構成する一員としての自覚を高め、人権尊重の社会づくりに参画する意欲と能力を高めるために、児童生徒自らが主体的に活動する機会を充実させます。

家庭や地域社会などとの連携を深め、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己有用感を高めるために、児童生徒の多様な体験活動の機会の充実に取り組みます。

(教育環境の整備と研修の深化)

児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、教科などの指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進します。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取り組みを徹底します。

社会状況の変化を踏まえた学校における研修の推進に資するための教材などの作成に努めるとともに、体系的・計画的な人権教育講座を実施します。

(3) 地域社会

【現状と課題】

地域社会は、地域の人々が共に助け合いながらつながりを持つ場であり、さまざまな人々との交流を通じて、責任感や協調性を高めるとともに人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、さまざまな経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもあります。

地域社会には、前条で掲げたさまざまな人権問題が存在し、また社会状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきています。そのような、地域社会の中で、あらゆる機会や場を通じて、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けていくことが求められています。

地域社会において効果的な人権教育・啓発を推進するためには、地域の実情に応じた学習機会の提供が必要です。また、府民調査では、人権啓発に関する研修会やイベントなどに参加したことがある人ほど、人権に関する意識が高くなっているということを踏まえて、地域における人権学習の機会を増やす必要があります。

さらに、さまざまな人権問題の解決に向けて学習活動を実施する上で、社会

教育関係職員及び指導者の資質の向上を図ることが必要です。

また、生涯の各時期に応じてあらゆる機会や場を通じて充実した人権学習を進めるための学習教材の整備や、社会性や人間性をはぐくんだり人権尊重の心を培う機会として多様な体験活動などの機会が必要です。

【取組の方向】

（学習機会の提供）

さまざまな人権問題についての理解と認識を深めるため、公民館などの社会教育施設及び地域センター（文化センター）などを拠点として、人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。

（指導者の資質の向上）

社会状況の変化に伴うさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるとともに、市内の各地域における取り組みの交流などを通じて研修の内容・方法の工夫・改善を進めるなど、社会教育関係指導者の資質向上のための研修の充実を図ります。

（学習教材の作成・整備）

生涯の各時期に応じて、自治会やPTAなどの各種団体において人権学習を充実させるため、人権問題に関する視聴覚資料の充実に努めるとともに、参加型学習を取り入れた学習資料の作成に取り組みます。

（多様な体験活動の実施）

学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

（4）家庭

【現状と課題】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくみ、社会性を育てる上で重要な役割を担う場です。

一方で、子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や障がいのある人への支援の不足など、家庭の問題は多様化・複雑化しています。また、身近な人から親が子育てを学ぶ機会の減少や、

都市化による地域とのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境を踏まえた取り組みを推進する必要があります。

特に、少子化や核家族化が進む社会状況の中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失などが見られ、そのことが子どもの社会性を育てたり、自立を促す上で大きな妨げになっています。

また、子どもへの関わり方に悩み、孤立し、そのストレスから暴力や虐待に繋がるといった人権侵害にあたる事案が増加しています。

家庭において、親子ともに日常生活における人権感覚を涵養するため、学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりを図る取り組みなどにより家庭教育を支援する必要があります。また、地域や学校などさまざまな場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。

【取組の方向】

（家庭支援や学習機会の充実）

子育てに不安や悩みを抱きながらも、身近に相談する相手がいないなどの理由で孤立している保護者などが身近な場で交流や相談ができるよう、ネットワークづくりを推進します。

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実や情報の提供に取り組みます。

（相談事業、相談体制の充実）

子育てや家庭教育について、電話相談、来所・巡回相談など相談事業や相談体制の充実を図ります。

家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、家庭問題に関する総合的な相談機関である京都府家庭支援総合センターをはじめ、学校や民生委員・児童委員*など福祉関係機関との連携をより一層強め、相談活動機能の充実を図ります。

（関係職員の資質の向上）

これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭教育を支援する機能の強化に努めます。

(5) 企業・職場

【現状と課題】

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動や、それによって生み出される製品やコンテンツ*などを通じ、市民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保するなど、地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重要な役割を担っています。

南丹市では、南丹市人権教育・啓発推進協議会と連携し、人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取り組みが推進されることを目的として、企業・団体の役職員などを対象とした人権啓発の研修会などを行っています。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することが必要であることから、その確立に大きな役割を果たす人材の育成や企業活動の実施に伴い取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理のほか、我が国をはじめ、事業展開する世界各地の状況に応じた人権への配慮が必要です。

勤労者が人権について学ぶためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、経営環境が厳しい中でも、雇用・労働条件*や労働安全衛生*などが低下することのないよう配慮することが重要であり、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるという認識が企業・職場内に定着していくことが必要です。

一方で、採用面接時に不適切な質問を行う事例が発生するなどといった課題もあることから、応募者の適性・能力のみを基準とした公正な採用選考を徹底していく必要があります。

【取組の方向】

各企業においては、それぞれの立場での人権教育・啓発が実施されており、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりや、就職の機会均等を確保するため、企業・職場が実施する人権研修などに対し、情報提供などの支援に努めるとともに、南丹市人権教育・啓発推進協議会と連携し、企業・団体を対象とした人権啓発の研修会を行います。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるという認識を企業・職場内に定着させるためにも、職場内で人権が尊重されるよう、公正な採用選考についての啓発を推進し、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、研修や自主的な取り組みに対し、情報提供

などの支援を行います。

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取り組みを推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、公務員、教職員・社会教育関係職員、保健福祉関係者、メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

また、法律家、議会関係者等に対しても、行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発に係る情報提供など可能な限りの協力に努めます。

なお、国の基本計画や京都府人権教育・推進計画(第2次)においては、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員、入国管理関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、自衛官、医療関係者、消防職員、警察職員等を人権にかかわりの深い職業に従事する者とし、これらの者に対する研修などにおける人権教育・啓発の充実に努めることとされています。

(1) 公務員

【現状と課題】

公務員には、一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、特に、社会・経済情勢の急速な変化の中で顕在化・複雑化している人権に関するさまざまな課題を的確に捉え、これらについて、より広く、より深く認識し、その解決に向けて真しに取り組む人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

市職員は、人権尊重の理念やさまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立するために職員研修を実施しています。

【取組の方向】

市職員は、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、討議方式など、主体的な参加意識を促す研修を行い、地域社会においてもさまざまな人権問題の解決に

向けて積極的な役割を果たすことができる市職員の育成に取り組みます。

また、活発で効果的な職場研修の一層の推進のために、各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、積極的な活用を図るとともに、市職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、本計画の周知・徹底を図ります。

さらに、市内に事業所を置く一部事務組合の職員に対しても、積極的に各種情報の提供を行い、一部事務組合職員の人権意識の高揚を支援します。

(2) 教職員・社会教育関係職員

【現状と課題】

学校における教育の担い手である教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重して子どもの自己実現や幸福追求を効果的に支援するとともに、子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠です。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組や教職員研修を徹底することが必要です。

また、教職員の大量退職・大量採用のもとで、教職経験の多寡にかかわらず高い人権意識をもった教職員を育成するために、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見も取り入れながら、人権教育に取り組むことが必要です。

地域社会における人権教育の担い手である社会教育関係職員は、それぞれの地域における人権学習を積極的に推進していく指導者としての資質の向上を図ることが必要です。

さらに、社会状況の急速な変化とともに人権問題が多様化・複雑化する中で、教職員・社会教育関係職員がそれらに適切に対応できるように、研修を深めることが必要です。

【取組の方向】

(教職員の資質向上)

各学校における教職員研修を日常的・系統的に推進するとともに、教職員の主体的な研修を促進します。そこで、子どもへの深い愛情や教育への使命感とともに、人権に関する知的理解を深め、確かな人権感覚を磨き、自他の人権を守ろうと行動する人権意識を高め、さまざまな人権問題の解決に向けた実践的な指導力を向上させる校内研修を実施するための研修用ハンドブック・指導資

料等の作成・配布や積極的な活用を推進します。いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰の根絶のために、個々の教職員の認識を深めるとともに、組織的に教育活動に取り組む意識の醸成を図ります。

また、京都府総合教育センターなどにおける体系的・計画的な人権教育の研修講座が実施されることにより、特に初任期にある教職員に対する研修機会・内容の充実を図るとともに、教職員の勤務年数や経験年数に応じた研修を推進します。

さらに、今日の社会・経済状況を十分に踏まえた人権教育推進のための研修や現地での研修を通じて、認識を深め視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

また、さまざまな人権問題の実態に適切に対応できるように、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーなどの専門家との協働や専門家による研修などを通じて、教職員の力量を高め、資質の向上を図ります。

市内の私立幼稚園・高等学校、大学等の教職員についても、人権意識の高揚を図られるよう要請するとともに、人権教育資料の提供や人権研修を行います。

(社会教育関係職員の資質向上)

地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者として資質向上を図るための研修の一層の充実を図ります。

研修会等において、人権に関する課題解決の方策などを交流し、職員が互いに学ぶ取り組みを推進します。

(3) 保健福祉関係者

【現状と課題】

住民にとって身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人などと接する機会が多い保育士や生活保護ケースワーカー*、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係者に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

保健福祉関係者を育成する学校や養成所、研修機関においては、人権尊重の意識や態度の形成を目的とした教育が行われています。

保健福祉関係者は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、プライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識の上に、人権に配慮した対応が求められます。

【取組の方向】

社会福祉施設などにおける高齢者や障がいのある人に対する虐待事案が発生していることも踏まえ、保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、南丹市や関係団体などにおける保健福祉関係者に対する人権研修の充実に支援します。

保健福祉関係者を育成する学校や養成所及び研修機関における人権教育・研修の充実について指導・要請していきます。

(4) メディア関係者等

【現状と課題】

メディア*は市民生活と密接にかかわることから、市民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者や発信者の積極的な取り組みが必要です。また、一方では、誤って報道・情報発信された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動・情報発信にあたっては、人権に常に配慮することが必要です。

なお、国連人権理事会で採択された「人権教育のための世界計画」第3フェーズにおいて、ジャーナリストやメディア関係者が優先対象とされ、これらの人々の人権の促進保護における役割に光をあて、効果的な人権研修の指針を示すことや、研修への支援を促進することなどの重要性を強調することとされています。

【取組の方向】

市民に対して人権尊重の働きかけを積極的に行うよう、メディア関係者や情報発信者への要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道・情報発信等が行われるよう促します。

3 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。

今後とも、指導者研修に体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に

対する継続的な情報提供を行い、その活動を支援します。

4 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料などが必要です。

今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえて、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材・啓発資料などの整備に取り組みます。

学習教材・啓発資料などの開発にあたっては、専門的な研究や、国際社会における成果の活用を図るほか、日常生活の中で当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、これまで育まれてきた伝統や文化などを踏まえながら自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫を凝らします。

5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたり長期的に取り組むもので、幼児から高齢者まで幅広い年齢、さまざまな立場の人を対象とするものであることから、対象者の理解の程度に応じて、生涯学習の視点に立って、継続的に実施していくことが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、発達の段階や地域の実情等に応じ、幼児期から家庭・学校・地域など社会のすべての領域において、学校教育と社会教育が相互の連携を図りながら推進していきます。

人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、市広報、テレビ（CATV）、インターネットなどのさまざまなメディアを積極的に活用していきます。

また、憲法週間*（5月1～7日）、人権強調月間*（8月）及び人権週間*（12月4～10日）に集中的かつ重点的な取り組みを行うほか、人権啓発イメージソング*の活用や各種イベントなどにより、人権尊重に関する社会的気運の醸成を図ります。

さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動

的に参加できる手法（例えば各種コンクールやワークショップ*、各種の体験研修など）を積極的に取り入れ、市民が身近な問題として親しみの持てる内容となるよう工夫します。

6 調査・研究成果の活用

人権教育・啓発の推進にあたっては、最新の調査・研究成果を踏まえていくことも重要であることから、世界的な視野で人権問題についての研究を行っている（公財）世界人権問題研究センター*や大学などの調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及に取り組みます。

7 相談機関相互の連携・充実

「人権という普遍的文化」を構築するためには、市民が人権問題に直面した際に、法務局などの国の機関、人権擁護委員*、京都府などとの連携のもとで、身近に相談でき、救済につながる仕組みが必要であるとともに、相談を通じて、実際に発生している状況を把握し、そうしたことも踏まえて人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

南丹市では、生活相談、法律相談、各種制度に関する相談など、さまざまな相談窓口を設け、市民からの相談に対応しています。人権に関する相談についても、市民が適切なサービスを受けられる体制を強化していきます。また、法務局などの国の機関、人権擁護委員や京都府などと連携し、各種相談窓口の充実を図り、人権救済が必要と考えられる場合には、法務局や京都府と連携して、より迅速・的確な対応を目指します。

また、人権問題が多様化・複雑化している中で、市広報、テレビ（CATV）、インターネットなどのさまざまなメディアを活用し、南丹市及び関係する専門相談機関の一層の周知を図ります。

◆第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 南丹市における推進体制

南丹市における全庁的な組織として南丹市人権教育・啓発推進本部を設置し、施策を実行する市職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

(2) 国、京都府、府内市町村、民間団体等との連携・協働

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、京都府、府内市町村などの公共団体のみならず、公的団体、企業、NPOなどの民間団体との連携が不可欠であり、それぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

南丹市では、市内の諸団体で構成する「南丹市人権教育・啓発推進協議会」、京都府や京都市をはじめ府市長会などを含む12団体で構成する「京都人権啓発推進会議^{*}」や京都府域の行政機関で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会^{*}」、京都地方法務局園部支局を中心に園部人権擁護委員協議会や亀岡市、南丹市、京丹波町で構成する「園部人権啓発活動ネットワーク協議会」などを通じて、行政機関と民間団体が連携・協力し、さまざまな人権教育・啓発活動を展開しています。

2 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に関する施策などについての市民意識の把握に努めます。

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。